

法令違反の再稼働に抗議！共同声明

川内原発 1 号の再稼働は法令違反

8 月 5 日の高経年化対策の保安規定認可は無効

規制の劣化と腐敗は許せない

原子力規制委員会は 8 月 5 日に、川内原発 1 号の高経年化対策を含めた保安規定を認可した。しかしこの認可は、規制委員会自らが定めたガイドや規則、法律に違反しており無効である。法令違反の川内原発 1 号の再稼働に強く抗議する。

高経年化対策に関する保安規定認可は、法令上は 30 年を経過する日までに認可されなければならない。そのため、川内原発 1 号の場合、この保安規定は昨年 7 月 3 日までに認可されていなければならない。これでは間に合わなくなるとして、昨年 7 月 2 日の規制委員会会合で、高経年化保安規定の審査や認可は 30 年を超えてもいいと、勝手な解釈でガイドや規則をねじ曲げてしまった。

30 年を経過する原発の高経年化対策については、技術的評価を行い、その結果を基に長期保守管理方針を定め、それを保安規定に組み込み、認可されることになっている。国が定めた「高経年化対策実施ガイド」では、長期保守管理方針の「適用期間の始期」は「運転開始後 30 年を経過する日」と明記されている。そのため、保安規定は 30 年を経過する昨年 7 月 3 日までに認可されていなければならない。

このガイドは、その上位にある実用炉規則 82 条の実施について具体化したものであり、ガイド違反は実用炉規則違反でもある。

しかし 8 月 4 日の規制庁交渉では、最後は「ガイドは必ずしも守らなくてもいい」と逃げ込んでしまった。自らが定めた新たなガイドや規則を踏みにじてまで、スケジュールを最優先させたのだ。

このように、30 年を超えてしまった川内原発 1 号の保安規定認可が無効であるため、「保安規定は運転開始前に認可を受けなければならない」とする原子炉等規制法にも違反する（43 条の 3 の 2 4）。規制委員会は、市民の批判をかわすため再稼働直前の 8 月 5 日に駆け込みで認可したが、既に 30 年を超えており、法律違反は紛れもない事実である。

4 月 14 日の福井地裁高浜原発 3・4 号仮処分決定は、国の基準が「緩やかにすぎる」と厳しく批判した。現在の原子力規制は、これに加えて、自らが定めた規則等も踏みにじる、規制の劣化と腐敗そのものであり、断じて許すことはできない。

2015 年 8 月 11 日

川内原発 30 キロ圏住民ネットワーク／反原発・かごしまネット／玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会／グリーン・アクション／美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会／原子力規制を監視する市民の会／国際環境 NGO FoE Japan